

國學院大學法科大学院共同研究の報告

國學院大學法科大学院教授 今井 秀智

第1 概要

1 趣旨・目的 「法科大学院生による法教育授業」の実践

(1) 法科大学院生が法教育授業の担い手になることの可能性及び社会的意義

平成23年度、24年度の学習指導要領から小・中学校における法教育のより一層の充実が求められたことに対応し、学校関係者と法曹関係者との連携が強く求められている。これに対して、弁護士会等の法曹関係者が学校現場を支援しようとしているものの、法教育の意義自体が未だ確立しておらず、また法教育の担い手も不足していることなどから、十分な支援がなされていない現状がある。この支援が法科大学院生の学生にも担えるものとするのであれば、全国的な法教育の普及・発展にとって大きな契機となる。また、可塑性豊かな小・中学生に対し、法と社会の接点に目を向けさせることは将来の主権者を育てるという点においても重要な意義を持つ。

(2) 法科大学院生にとっての教育的意義

他方で、法科大学院の学生にとっては、法を知らない人に法を伝え導くという、将来、法律実務家になったときに必要とされる能力を養成する機会が与えられることになり、法曹になることの社会的意義を体感するとともに、新たな法曹像を自分なりに構築する契機となりうる。法科大学院生による法教育授業は、法科大学院で学んだことを市民にリーガルサービスとして提供する「リーガルクリニック」と同様の教育的効果をもたらすものと考えている。

(3) リーガルパークとの連携

これまで法教育に触れたことのない法科大学院生が実際の学校機関で法教育を行うためには、法教育に精通している弁護士の指導を必要とする。法教育を普及するための民間団体「一般社団法人リーガルパーク」の所属弁護士に指導弁護士として入ってもらうため、授業の実施はリーガルパークに全面的に業務委託する。

2 受講生 國學院法科大学院生2年生有志

Aチーム：稲葉憲一，増田滋，谷川浩平（3名）

（支援者 鈴木喜代宏(2年生)，佐藤学・西河真衣(1年生)）

Bチーム：中里幸生，後藤洋平，田村絵梨奈，木下和亮（4名）

3 協力校・協力機関

協力校 渋谷区立鉢山中学校（指導担当・大内弘全教諭）

協力機関 一般社団法人リーガルパーク・協力弁護士

4 準備期間

平成23年8月17日より Aチーム13回

Bチーム12回

うち、平成23年9月20日及び同年12月26日、鉢山中学校で打ち合わせ

平成24年2月24日 鉢山中学校教室でのリハーサル

5 法教育授業実施

平成24年3月2日（午後1時35分～）

鉢山中学校3年生（Aチーム担当）5限・6限（2コマ）

2年生（Bチーム担当）5限（1コマ）

6 テーマ・授業内容

Aチーム 「契約の成立」について

資料③（Aチーム授業案）参照

Bチーム 「自力救済の禁止」について

資料④（Bチーム授業案）参照

7 授業感想

Aチーム 中学校3年生法教育授業感想

資料⑥参照

Bチーム 中学校2年生法教育授業感想

資料⑦参照

現場教員アンケート回答表

資料⑧参照

第2 準備期間及び授業実施

1 準備期間

（1）日程・作業内容

資料①（日程表・参加者一覧）参照

資料②（授業の流れ）参照

（2）準備期間を振り返って

導入授業及びテーマの設定に2回、その後、授業案の作成及び授業案の修正に計10回の授業（打ち合わせも含む）を実施した。

Aチームは、当初「なぜ人を殺してはいけないのか。」といったテーマを掲げていたところ、学校側からの要望によりテーマを変更したことも影響し、新たなテーマが決まるまで6回（9月20日）もかかった。また、授業案について、リハーサルから授業本番までに大きく修正している。紆余曲折は多かったが、積極的に準備作業を続け、授業本番につながっていた。

他方、Bチームは、当初に決めたテーマから外れることなくすすめられたため、早い段階から授業案の内容は固まっていた。リハーサルの実施により大きな修正が一箇所あったが、授業全体のイメージは一貫していたといえる。

なお、テーマ設定の場面では、学校側のニーズにも応えるため、法科大学院生のみなら

ず、学校教員にも参加してもらいテーマを決める方法もあっていいだろう。

2 授業実施

資料⑤（法科大学院生法教育授業風景）参照

照

(1) Aチーム

ア 授業のテーマは、契約自由の原則を理解するための基本

申込みと承諾の合致により成立する契約を教えることにより、自分の意思に基づく意思表示には責任があることに気付かせる内容となっている。導入では、アメリカの人気歌手レディガガのコンサートチケットのネット購入といった比較的中学生が興味を抱きやすい事例を用いて生徒に質問を投げかけ、解説部分では、契約についての基本知識（契約成立の要件や、なぜ契約に拘束されるのかなど）を寸劇やイラストを使って説明した。

そして、再度レディガガの事案に戻り、チケット代金を払うべきなのかどうかを考えてもらう。内容的には、「錯誤」という法律の概念を使って、事例を解決するというもの。

イ 評価

生徒の興味を引く個性的なイラストを多く利用し、契約の成立時点をわかりやすく伝えるなどの工夫が随所にあり、生徒たちが楽しめる授業内容であった。

(2) Bチーム

ア 授業のテーマは、法によって守られる秩序は究極的には個人が自由に生きることを守るためにあるということ

まずは自力救済に関する単純な基本設題を出し、グループでディスカッションしてもらい、班ごとの意見を発表させる。その後、基本設題について、法律の世界ではどのように考えられているかを解説し、さらに例外設題を出して、法は究極的には「個人の尊厳」（＝みんなの自由）を守るということにつながることを理解してもらうというもの。

イ 評価

テーマの設定自体は「自力救済の禁止」というもので、とても難解であったにもかかわらず、全体的としてはコンパクトにまとまっているだけでなく、深い考察もあり、教員や生徒から好印象を得た。法科大学院生による法教育授業の第1歩としてはとても有意義な授業となった。

3 授業実施後のアンケート集計結果

(1) 受講生（法科大学院生）アンケート集計結果（回答数8名）

ア この取り組みについて

① 参加してどうでしたか？

参加してとてもよかった	3	よかったと思う	4
参加しない方がよかった	0		

- ② よかった点
 (稲葉) 自分の法律の知識の確かさの確認ができた。どうすれば相手に伝わるのか、どのような答えが想定されるか考えることで、その分野の根本を考えるきっかけとなった。
- ③ 悪かった点
 (後藤) 授業回数・負担の割には単位が出ないのは大変残念である。
- ④ 法教育について理解できたか？
- | | | | |
|------------|---|---------|---|
| よくわかった | 2 | わかったと思う | 5 |
| あまりわからなかった | 1 | 全く分からない | 0 |
- ⑤ 今回の取組に受講して、成長した点は？
- | | | | |
|--------------|---|----------------|---|
| 法的な知識・理解がついた | 6 | 人前で発表する力が身に付いた | 2 |
| 教育的知識能力がついた | 4 | その他 | 1 |

イ 授業の準備期間について

- ① 参加した理由は？
- | | | | |
|--------------|---|-------------|---|
| 教員から誘われたから | 3 | 法教育に興味があるから | 2 |
| 友人・知人に誘われたから | 3 | | |
- ② Aチーム13回、Bチーム12回という打ち合わせ回数は？
- | | | | |
|--------|---|------|---|
| 多すぎる | 0 | 多少多い | 6 |
| ちょうど良い | 2 | | |
- ③ 最も大変だった作業は？
- | | | | |
|-------|---|---------|---|
| テーマ設定 | 1 | 授業案作成 | 6 |
| 授業案修正 | 1 | 授業自体の実施 | 0 |
- ④ 授業案作成において特に意識した点は？
- | | | | |
|--------------|---|-------------|---|
| 分かりやすさ | 2 | 授業テーマを伝えること | 4 |
| 中学生に対する教育的効果 | 2 | | |
- ⑤ 授業実施に最も参考になったのは？
- | | | | |
|------------------------|---|--|--|
| 8月17日の導入授業 | 0 | | |
| 9月20日の鉢山中学校における打ち合わせ | 0 | | |
| 12月26日の鉢山中学校における打ち合わせ | 0 | | |
| リハーサル | 6 | | |
| 篠崎第三小学校での弁護士による法教育授業見学 | 2 | | |
- ⑥ 弁護士からのサポートは？
- | | | | |
|--------|---|-----------|---|
| 十分にあった | 2 | ちょうど良いくらい | 4 |
| 多少少ない | 2 | 足りない | 0 |
- ⑦ 現場教員からのアドバイスは？
- | | | | |
|--------------|---|-------------|---|
| 大変参考になった | 5 | 多少参考になった | 3 |
| あまり参考にならなかった | 0 | 全く参考にならなかった | 0 |

⑧ 打ち合わせ以外に自主的に集まることはありましたか？

よく話し合った	0	たまに話し合った	7
あまり話し合っていない	1	授業以外に話し合う機会はなかった	0

⑨ 修正すべき点は？

(増田) リハーサルをもっと早い段階でやれるようにしたらよかったと思う。一度、授業をイメージしてやることで、子供たちにどういうことを伝えないといけないのか、ということを考えることになった。今回は、何度も中学校の先生にお時間を頂いてアドバイスをいただけるという状態であったため、早い段階でリハの形でやることでより先生のアドバイスを指導案に盛り込むことができたと思う。

(中里) こちらのイメージしている授業スタイル（誘導して発表はなし）を上手く説明や表で伝えることが出来ず、私としても黒羽さんや先生方に頂いたアドバイスを良く分かっていなかったところがあったように思います。リハーサルで、実際自分達のイメージをやってみて、その上でアドバイスを頂いて初めて良く納得することが出来ました。チームの進度によるのかもしれませんが、もう少し早い段階で一旦やってみるということがあっても良かったかもしれないと思います。

ウ 授業実施について

① 授業を実施した感想は？

十分に満足	1	満足	4
まあまあ	3	満足していない	0

② 作成した授業案通りに授業を進行できたか？

できた	2	途中で修正した	5
修正した部分が多かった	1	授業案は関係なかった	0

③ 授業を実施して印象に残ったことは？

(増田) 授業の前半において使った契約の極意2の「自由な意思に基いて～責任が伴う」を、前半の時にはあまり理解していない生徒も何人かいたような感触だったが、後半の授業においては、その極意を使いながらなんとか事案を説明してみようと試みる生徒が何人かいたため、あのような形でポイントを押さえて伝えるとそれを元に考えようとしてくれるんだ、という点が印象に残りました。子供たちがこちらが予想していた以上のことを考えて発言してくれたため、とても嬉しかった。例えば、契約の成立について「ちゃんとお金を持っているし、ケーキもあるし」というように単に合意が成立するという視点以外からも考えていた点、レディガガの日本でのシークレットコンサートについて、「日本でコンサートをするのだから日本円表記にすべき」、「高額なのに中学生にも送ることがそもそもおかしい、大人かどうか確認すべきだった、」などという発言など、よく考えてくれてるんだな、と思った。

(中里) グループディスカッションを20分とっていましたが、此方が予想していた答えは最初の5分程度で出尽くしてしまい、議論は更に鋭いところに進んでいたように思います。特に最後「親に相談する」派と「子供のけんかに親が介入するのは良くない、自分で解決すべき」

派に分かれたのが印象的でした。

エ リーガルクリニック（LC）上級との関連について

- ① LC上級に法教育授業があった場合受講しますか？
- | | | | |
|-----------------|---|---------|---|
| ぜひ受講したい | 2 | 受講したい | 2 |
| 選択肢としてあるのはいいと思う | 4 | 受講したくない | 0 |
- ② LC上級として法教育授業があった場合、教員側のサポートで重点を置くべきは？
- | | | | |
|-----------------|---|----------|---|
| 法的な知識や理解についての講義 | 2 | 授業の実施の仕方 | 6 |
| 自主性に任せた方がいい | 2 | | |

オ その他の意見

（中里） テーマを設定するのが一番悩んだ部分でしたが、同時に楽しかった部分でもあったように思います。中学生は予想していたよりも鋭く、また真剣に考えてくれて、色んな部分がすごく伸びる時期なんだなと感じました。それだけにグループディスカッションでもう少し深い議論まで出来るよう準備しておけばよかったと思いました。

（2）法教育授業を参観した学校教員からのアンケート集計結果（回答者5名）

ア 法科大学院生による法教育授業の取組みについて

- ① 法科大学院生による法教育授業の取組みについてどう思いますか？
- | | | | |
|---------|---|-------|---|
| 大変評価できる | 2 | 評価できる | 3 |
| 評価できない | 0 | | |
- ② 今後、法教育関連授業は増えていくべきと思いますか？
- | | | | |
|-------------|---|-------------|---|
| どんどん増えていくべき | 1 | 増えていっていいと思う | 4 |
| 増えるべきではない | 0 | | |
- ③ その理由は？
- 法への興味を高め、法的なものの見方を意識できるようになるから。
専門知識を生かす、テーマについて深く学習できる。
授業を受ける側は法律を学ぶことができるから。
振り込め詐欺やインターネットトラブル、自分の責任、社会の仕組みなどいろいろなテーマで事後も指導につなげることもできるから。

イ 授業を参観した感想

- 貴重な授業をありがとうございました。自分も勉強になりました。
- 今回来ていただいた法科大学院生にとってのメリットはございますか。単位になると良いのではないかと思います。ご準備とわかりやすい話をありがとうございました。
- プリントに記名欄があるといいです。契約の極意で太字はもっと太くした方がいいです。
- イラストがいいですね。上手でうらやましいです。今回の授業のテーマ設定から進行、教材研究まで細部まで気を配っており、大変時間がかかったことだと思います。学生さん同士のコミュニケーションが普段からスムーズに取れているのでしょう、チームワークが良かったです。生徒が考

える授業よいです。

第3 研究の総括

1 法教育授業をリーガルクリニック上級に取り込む可能性について

(1) 法科大学院生が法教育授業実施担当者となる社会的意義

法科大学院生が法教育授業の担い手になるのであれば、全国的な法教育の普及・発展にとっての大きな契機となるのは前述したとおりである。

ところで、現在、学校現場での法教育活動は、主として単位弁護士会の法教育委員会（なお、各単位会で名称は異なる）が中心となって行っているが、後記*からわかるように、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の4都県の学校数は膨大であるのに比べ、弁護士数（なかでも法教育委員会の委員数）は明らかに少ない。つまり、未だ学外に法教育授業の実施のサポートを求める学校が多くない現時点においてすら、すでに担い手不足が生じているのである。今後、法教育の普及・発展が進むにつれて、ますます深刻な人材不足の問題が顕在化してくると思われる。ここに、法養成機関である法科大学院において、法教育の授業を担う人材を育成し、学校現場に派遣することができて、人材不足を補うことができれば（むしろ主体となり得れば）、全国各地に存する法科大学院の新たな存在意義を見出すことができるであろう。

また、法科大学院生が法教育授業を実施することは、「法律」と「教育」の分野を結びつけることを可能とする契機となる。法教育には法律家と教員の連携が不可欠とされ、それを実質的なものにするための諸策は様々なものが考えられるが、法科大学院生は、法律家と教員との中間的な存在であるため、双方のサポートを同時に受けることができる。実際、学校教員は、弁護士等の法律家に対し謙遜し、少なくない遠慮があるが、法科大学院生に対しては、「教育実習生」のようなものとして接することができるので、法科大学院生はまさに教育の実践を教え導く対象となりうる。つまり、法科大学院生は、法的知識や理論のほかに、教育現場の声を取り入れつつ法教育授業を実施できる格好の存在というべきなのである。

なお、法科大学院生は、学校の児童・生徒たちとの年齢差が比較的小さく、その立場も「学生」というものなので、兄弟のような立場で児童・生徒に接することができ、受入側の抵抗感も少ないことも指摘できる。

* 平成23年度人数の比較

	学校数 (小中高)	弁護士数 (うち法教育委員会会員数)	法科大学院入学定員数
東京都内	2, 618校	10, 672名 (約200名)	2, 206名
神奈川県内	1, 606校	831名 (39名)	115名
千葉県内	1, 440校	337名 (24名)	40名
埼玉県内	1, 479校	376名 (15名)	40名

※学校数は全日制課程と通信制過程を並置する学校は1カウントとする。公立学校数は平成23年度学校基本調査による。
※弁護士数及び法教育委員会委員数は弁護士白書に基づく。※法科大学院入学定員数はリーガルパーク調査による。

(2) 法科大学院生にとってのメリット

法科大学院生にとってのメリットは、座学で学んだ法の根本的な価値について、体面的に向き合う機会が与えられるということである。

たとえば、今回Bチームが設定したテーマは「自力救済の禁止」であったが、その内容は、当初、自力救済が認められる場合の要件論を問うものであった。しかし、指導弁護士らのアドバイスを受け、回数を重ねるうちに、法は、すべての個人が自由に生きることを守るためにある「秩序」をまず守るべきことを求めていること、そして、授業の最終到達点は、すべての法の価値は「個人の尊厳」にたどり着くということを生徒らに教えるという内容に変わっていった。つまり、一論点である自力救済の禁止を考えるにあたり、単に「規範定立→あてはめ→結論」を考えるだけでなく、その背景を深く考え、法の持つ価値を見出す力を養うことができたのである。論点を勉強するのみでは木を見て森を見ずの状態となる。法科大学院生にあえて森を見させるための契機の一つが、自分たちの後輩である小学校、中学校での法教育授業なのである。

現在行われているリーガルクリニックの目的は、①法知識の定着がなされる、②法的分析力が向上する、③書面作成能力が開発される、④リーガルマインドが養成される点などであるが、法科大学院生が法教育授業を担当することは、これらの基盤となる能力を養成することに通じており、実際の事件を体験しながら法律実務を学ぶリーガルクリニック上級のもう一つの柱として十分なり得るものである。

(3) 法科大学院として法教育授業をカリキュラムに組み込む意義

第一に、法教育授業の実施は、上述したとおり、将来の実務法律家を目指す法科大学院生に対し、現在行われているリーガルクリニック上級と同様、座学では得られない高い教育的効果をもたらすものであり、法科大学院としては、これを恒常的かつ制度的に提供されることを求める要請に応えるべきである。

第二に、実際の事件を体験しながら法律実務を学ぶリーガルクリニック上級を選択することにつき、やや抵抗ある法科大学院生に対しても、新たな臨床法学教育の選択肢を与えることができることである。

第三に、地域に密着した法科大学院構想に資することである。まずは、渋谷区内の小学校・中学校を中心に法教育の実施校を選定することにより、地域に法科大学院があることを顕在化させ、その意義を地域に知らしめることができる。

なお、副次的には、児童・生徒に法曹への興味を持たせ、将来の職業の選択肢とすることが期待でき、法科大学院進学へのモチベーションを与える契機となる。

(4) 法科大学院のカリキュラムへの取組み

以上のとおり、法科大学院生に法教育授業を実施させることの社会的意義は極めて大きく、また、今回の共同研究としての取組みの成果で分かるとおり、法科大学院生の手による法教育授業は十分に可能である。これを他の法科大学院に先んじて、法科大学院のカリキュラムに組み込む意義も大きいといえよう。

2 リーガルクリニック上級の想定シラバス骨子（案）

リーガルクリニック（LC）上級に法教育授業を取り込むことの有意性と可能性については、上述したとおりであり、ここでは仮に法科大学院のカリキュラムに組み込んだとした場合の想定シラバス（骨子）につき、検討してみることとする。

（1）実施後の感想やアンケートからみた改善点

- ① 法教育に接したことの少ない学生を相手にするものであるから、導入授業や基本講義は重要である。法教育授業の意義についての講義内容を充実したものに構築する必要がある。
- ② グループ単位で学生に書籍を配布したが、特に利用していなかった様子である。書籍の一部でもいいので重要な箇所はコピーするなどして配布し、基本講義で使用することを検討する必要がある。
- ③ 授業回数が15回あることは若干多いと感じている学生がいるが、それは準備期間の関係もあると思われる（夏季や冬季休暇の期間を利用して断続的に行った）。そこで、前期ないし後期のいずれかの約3か月間に集中して、基本講義、授業案の作成、リハーサルを挟んで、授業実施とすれば、授業回数としても中弛みせず、適切なものとなり得よう。
なお、リハーサル後の授業本番までの準備ないし打ち合わせはとても濃密である。
- ④ 学校教員との打ち合わせに指導弁護士も参加したが、その後の弁護士による指導の時間が少なかったため、LC上級の指導弁護士と同様の密接な指導体制を構築する必要性がある。
- ⑤ 「授業案」の作成の前段階である授業のテーマの設定と、授業の骨格作りが極めて重要である。授業のイメージが出来ない段階で、授業の完成形を目指しての授業案作成は難しい。
- ⑥ 授業のテーマや骨子、授業進行計画については、リハーサルまでは各チームに任せていたが、それ以前から、相互に進行度合いなどを発表し、あるいは情報を共有し、意見交換をする機会を設けるべきである。

（2）全体スケジュール（全15回）

（前期）2～3回程度 法教育に関する基本知識と教育理論についての学習

（中期）8～10回程度 テーマの設定と授業の骨子作成、授業案の作成、リハーサル

（後期）4～5回程度 授業準備と授業実施、反省会・報告会

（3）法科大学院教員（担当者）の役割

法科大学院教授が授業実施担当者として担う役割は、基本的には学生の自主性と、リーガルクリニックと同様に指導弁護士のサポートに任せるべきであるが、あえていえば以下の5つである。

- すなわち、①法教育授業実施受け入れ学校の選択と連携、②法教育についての知識・理解に関する講義、③授業実施に向けての全体的・総体的サポート（リハーサルでの指導）④本番授業でのサポート、⑤法教育授業実施後の総括である。

（4）指導弁護士・指導補佐の役割

指導弁護士・指導補佐は、主としてテーマの設定、授業案の作成時に、法が目指す価値や、法的な推論過程などについて随時サポートするとともに、教育的配慮につき、学校関係者との連携を果たす役割を担う。この点、リーガルパークなどの法教育関連事業に特化した団体などからの支援も必要であろう。

3 まとめ

(1) 本学のリーガルクリニック上級カリキュラムに組み込む可能性について

本学が現在行っているリーガルクリニック上級のもう一つの柱として、法教育授業を入れることは十分に可能である。また、その社会的意義は大きく、法科大学院生にとってもその教育的効果は高いことは前述した通りである。

(2) リーガルクリニック上級に組み込むために解決しなければならない問題点

- ① 授業実施の時期と授業時間・コマ数の確定、単位の設定
- ② 渋谷区内の法教育実施校の選定と協力依頼（なお、國學院高校・國學院久我山高校への働きかけも実効性があるかもしれない）
- ③ 現在行っているリーガルクリニックと同程度の指導弁護士の確保、予算組み

(3) 本職の今後の取組について

平成24年度も、國學院共同研究で、本学の法科大学院生2年生を中心とする有志による「法科大学院生による法教育授業」を実施する予定である。これについては、今回協力を賜った渋谷区立鉢山中学校の協力が得られる状況である。ただし、実施の時期や期間については、再考が必要であろう（たとえば、短期間の準備で授業実施まで行えるかどうかにつき、実験的・研究的に行ってもいいかもしれない）。

なお、当職（今井秀智）を研究代表者として、平成23年度科学研究費補助金（新学術領域研究）【法と人間科学】の公募研究に申請している。テーマは、「法科大学院生による法教育授業実施のための基盤作り ―核となる5つのプログラム作成―」である。科研費の申請の結果は、平成24年4月上旬に判明するが、申請が通った場合には、本共同研究との相互協調性について検討する必要がある。

以上